

寒川町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 5 号

寒川町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険財政調整基金条例(昭和 39 年寒川町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保険給付その他財源の」を「国民健康保険事業特別会計において財源に」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。